

1 【18-1 合意に相当する審判 嫡出否認】

2 平成28年(家イ)第△×号 嫡出否認申立事件

3 審 判

4 本籍 A県B市C町×丁目××番地×

5 住所 D県E市F町×丁目××番×

6 申立人 甲野太郎

7 昭和55年9月××日生

8 本籍 申立人と同じ

9 住所 D県G市H町×丁目××番×

10 相手方 甲野一郎

11 平成27年11月××日生

12 本籍 申立人と同じ

13 住所 相手方と同じ

14 相手方法定代理人親権者母 甲野花子

15 昭和57年4月×日生

16 主 文

17 1 相手方が申立人の嫡出子であることを否認する。

18 2 手続費用は各自の負担とする。

19 理 由

20 本件調停期日において、申立人と相手方との間に主文同旨の審判を受けることについて合意が成立し、その原因事実についても争いがないところ、本件記録によると、相手方法定代理人親権者母は、申立人との婚姻中に、相手方を懐胎、出産したが、DNA鑑定では、申立人は相手方の生物学的父親ではないとの結果が得られたことが認められ、これらの認定事実によれば、相手方が申立人の嫡出子ではないことは明らかである。

1 よって、当裁判所は、調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴いた上、当
2 事者間に成立した主文同旨の合意を正当と認め、家事事件手続法277条に基づき
3 主文のとおり審判する。

4 平成28年10月×日

5 D家庭裁判所

6 裁判官 ○ ○ ○ ○

7

8

1 【18-2 合意に相当する審判 親子関係不存在確認】

2 平成27年（家イ）第△×号 親子関係不存在確認申立事件

3 審 判

4 本籍 A県B市C町×丁目××番地×

5 住所 A県D市E町×丁目××番×

6 申立人 乙 山 美 舞

7 平成26年5月××日生

8 本籍及び住所 申立人と同じ

9 申立人法定代理人親権者母 乙 山 優 子

10 平成3年9月×日生

11 本籍 申立人と同じ

12 住所 A県B市C町×丁目××番×

13 相手方 乙 山 健 太

14 平成3年4月×日生

15 主文

16 1 申立人と相手方との間に親子関係が存在しないことを確認する。

17 2 手続費用は各自の負担とする。

18 理由

19 本件調停において、申立人と相手方との間に主文同旨の合意が成立し、その原因
20 事実についても争いがない。そして、本件記録によれば、申立人法定代理人親権者
21 母（以下「母」という。）と相手方は、平成22年5月×日、婚姻の届出をしたこ
22 と、相手方と母は、平成24年4月頃から別居し、以後性交渉はないこと、母は、
23 平成26年5月×日、申立人を出産したこと、申立人、相手方及び母について行わ
24 れたDNA鑑定では、相手方は申立人の生物学的父親ではないとの結果が得られた
25 ことが認められる。

1 上記認定事実によれば、母が申立人を懐胎した当時、母と相手方とは既に事実上
2 の離婚状態にあり、両者の間に夫婦関係の存在しなかつたことが外観上明白である
3 から、申立人は民法 772 条の推定を受けないものというべきである。また、申立
4 人と相手方との間に親子関係が存在しないことは上記認定事実から明らかである。

5 よって、調停委員会を組織する家事調停委員 2 名の意見を聴いた上、上記合意を
6 正当と認め、家事事件手続法 277 条により主文のとおり審判する。

7 平成 28 年 1 月 × 日

8 A 家庭裁判所

9 裁判官 ○ ○ ○ ○

10

1 【18-3 合意に相当する審判 認知申立事件】

2 平成28年（家イ）第△×号 認知申立事件

3 審 判

4 本籍 出生届未了

5 住所 A県B市C町×丁目××番×

6 申立人 【注1】山田花子こと 花子

7 平成28年8月××日生

8 本籍 D県E市F町×丁目××番地×

9 住所 申立人と同じ

10 申立人法定代理人親権者母 山 一 子

11 平成元年2月×日生

12 本籍 D県G市H町×丁目××番地×

13 住所 D県G市H町×丁目××番×

14 相手方 丙 野 太 郎

15 昭和60年3月××日生

16 主 文

17 1 申立人が相手方の子であることを認知する。

18 2 手続費用は各自の負担とする。

19 理 由

20 1 本件調停期日において、申立人と相手方との間に主文同旨の審判を受けること
21 について合意が成立し、その原因事実についても争いがない。

22 2 申立人法定代理人親権者母（以下「母」という。）及び相手方の各審問の結果
23 を含む本件記録によると、次の事実が認められる。

24 (1) 母は、平成22年4月××日、甲野一郎（以下「前夫」という。）と婚姻をし
25 たが、平成26年8月、前夫と別居し、以後、前夫とは性交渉をしていない。

1 (2) 母は、平成27年10月頃、相手方と性交渉を持ち、その頃、申立人を懐胎
2 した。

3 (3) 母は、平成28年3月20日、前夫と裁判離婚をした。

4 (4) 母は、平成28年8月××日、申立人を出産した。

5 (5) DNA鑑定の結果によれば、相手方が申立人の生物学的父親である確率は、
6 99.99%である。

7 3 上記認定事実によれば、申立人は、母が前夫と事実上の離婚状態に入った後に
8 懐胎した子であるから、民法772条によって前夫の子であるとの推定を受ける
9 ことはなく、また、相手方の子であることが明らかであるといえる。

10 よって、当裁判所は、調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴いた上、
11 当事者間に成立した主文同旨の合意を正当と認め、家事事件手続法277条によ
12 り、主文のとおり審判する。

13 平成29年1月×日

14 D家庭裁判所

15 裁判官 ○ ○ ○ ○

16 【注1】出生届未了の子についての当事者表記については、本文に記載した例のほか、
17 「花子」「山田花子」とする例もある。

18 【注2】親子関係不存在確認の申立てを経ずに、嫡出推定が及ぶ期間に出生した子の認知
19 の申立てがされた事件について論じたものとして、矢尾和子・船所寛生「第8回 調停に
20 代わる審判の活用と合意に相当する審判の運用の実情」（東京家事事件研究会編「家事事
21 件・人事訴訟事件の実務」法曹会286頁以下・平成27年），澤井真一「実父子関係の
22 成立を巡る実務上の諸問題」（判例タイムズ1301号53頁以下・平成21年）などが
23 ある。

24

1 【18-4 合意に相当する審判 協議離婚無効確認申立事件】

2 平成28年（家イ）第△×号 協議離婚無効確認申立事件

3 審 判

4 本籍 A県B市C町×丁目××番地×

5 住所 D県E市F町×丁目××番×

6 申立人 丁 村 幸 子

7 昭和56年3月××日生

8 本籍 D県E市F町×丁目××番地×

9 住所 申立人と同じ

10 相手方 丁 村 実

11 昭和60年12月××日生

12 主文

13 1 申立人と相手方との間の協議離婚は無効であることを確認する。

14 2 手続費用は各自の負担とする。

15 理由

16 本件調停期日において、申立人と相手方との間に主文同旨の審判を受けることについての合意が成立し、かつ、その原因事実についても争いがないところ、本件記録によれば、申立人と相手方は、平成23年4月×日、婚姻したが、平成28年6月×日、相手方が申立人に無断で離婚届を作成して提出し、これが受理されたことが認められるから、申立人と相手方との協議離婚は、申立人の離婚意思を欠く無効なものというべきである。

22 よって、本件調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴いた上、当事者間に23 成立した主文同旨の合意を正当と認め、主文のとおり審判する。

24 平成28年12月×日

25 D家庭裁判所

裁 判 官 ○ ○ ○ ○